

再 評 価 調 書 (案)

I 事業概要								
事業名	林道事業（過疎山村地域代行林道事業）							
地区名	河上瀬柏洞線							
事業箇所	豊田市大野瀬町 地内							
事業のあらまし	<p>本路線は、矢作川流域の上流部、豊田市の北東部に位置し、起点は「国道 153 号」と接続し、終点は「主要地方道瑞浪大野瀬線」と接続する計画延長 9,800m（編入延長 81m含む）、利用区域 347ha の幹線的な林道です。</p> <p>豊富な森林資源を有する当地域において、林道開設を実施し、経済的かつ効率的に森林整備を進めることにより、森林の持つ水源涵養機能や災害防止機能などの公益的機能を高めるとともに木材の生産性を向上させる他、災害時の迂回路としての機能も期待されます。</p>							
事業目標	<p>【達成（主要）目標】 森林整備の効率化 林道を開設することにより、事業着工後、間伐等の森林整備を 1 年当たり利用区域面積（347ha）の 2%実施します。</p> <p>【副次目標】</p>							
計画変更の推移		事業採択時	再評価時 (H10)	再々評価時 (H15)	再々再評価時 (H20)	再々再々評価時 (H25)	変動要因の分析	
	事業期間	H5～H19	H5～H19	H5～H19	H5～H27	H5～H29	線形変更による延長増加に伴う事業期間の延長	
	事業費（千円）	1,170,000	1,170,000	1,170,000	1,569,000	1,532,000	線形変更による開設単価の減	
	経費内訳	工事費	1,170,000	1,170,000	1,170,000	1,569,000	1,532,000	線形変更による開設単価の増
		用補費	—	—	—	—	—	—
		その他	—	—	—	—	—	—
事業内容	林道開設 延長 9,300m 幅員 4.0m	林道開設 延長 9,300m 幅員 4.0m	林道開設 延長 9,300m 幅員 4.0m	林道開設 延長 9,300m 幅員 4.0m	林道開設 延長 9,300m 幅員 4.0m	林道開設 延長 9,800m 幅員 4.0m		
II 評価								
①事業の必要性の変化	1) 必要性の変化	<p>【事業採択時の状況】 区域内には間伐などの森林整備の実施が必要であるにもかかわらず、必要な路網が整備されていないため、森林整備が実施されていない状態にあります。</p> <p>【再評価時の状況】 林道の開設に伴い、順次間伐などの森林整備が実施されていますが、路網整備が必要な状態に変化はありません。</p> <p>【変動要因の分析】 特に大きな変動要因はありません。</p>						
	判定	B	<p>A： 事業着手時に比べ必要性が増大している。 B： 事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。 C： 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。</p> <p>【理由】 現地の状況及び林業をとりまく状況に大きな変化がないため。</p>					

2) 貨幣価値化困難な効果の変化	【事前評価（再評価）時の状況】 該当なし 【再評価時の状況】 該当なし 【変動要因の分析】 該当なし	
判定	A	A：事業着手時とほぼ同様の事業効果が発現される見通しがある。 B：事業着手時と比べ低下が見られるが、十分な事業効果が確保される見通しがある。 C：事業着手時と比べ著しく低下し、現時点では事業効果が確保される見通しが立たない。
		【理由】 森林整備も着実に実行され、事業着手時と同様の事業効果が発現される見込みのため。
Ⅲ 対応方針（案）		
継続	中止：上記①～③の評価で一つでもC判定があるもの。 継続：上記以外のもの。	
Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容		
■対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/> 対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 【主な評価内容】 間伐等の森林整備の状況から事業効果を確認します。		
Ⅴ 事業評価監視委員会の意見		
Ⅵ 対応方針		